



ひょうご楽市楽座
出店・出演概要資料

第7稿

2025.3.5

ひょうご楽市楽座 開催概要



大阪・関西万博の期間中に設置される「尼崎万博P&R駐車場」の利用者を主な対象として、その隣接地で、兵庫五国の魅力発信による交流人口の拡大を目的とするひょうご楽市楽座を開催する。

*開催日時

【期間】 2025年（R7年）4月13日（日）～10月12日（日）

→上記期間中の全土日（合計53日間）

【日時】 16:00～21:00

*開催場所

兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地

→①尼崎万博P&R駐車場（3,000台収容）の隣接地（**要事前予約／有料**）

→②楽市楽座来場者駐車場（300台収容）も隣接（**予約不要／無料**）

※以降、②は楽楽駐車場と呼称

*誘客見込

尼崎P&R駐車場利用客及び一般来場者で、1日あたり3,000～5,000名

*入場料

ひょうご楽市楽座の会場、楽楽駐車場ともに無料。

※尼崎P&R駐車場の利用は完全予約制＋有料

*来場方法

大阪・関西万博会場を含む周辺テロ対策の観点から、一般来場者・関係者を問わず**会場にはお車でお越しいただきますようご協力をお願いいたします。**



全体概要／実施目的・内容区分・経費

■出店・出演 趣旨

全国からお越しになる大阪・関西万博の来場者や、一般来場者に向けて兵庫県内各地の特色を活かした販売や体験・PRを行うことで、兵庫五国の魅力を発信し、催事終了後も見越した来訪動機を創出させ、交流人口の拡大を図る。

加えて、兵庫県内各地の魅力をお楽しみいただくことで、地域ブランドの確立を目指すとともに、大阪・関西万博参加前後の時間帯において、全ての来場者の皆様に楽しくお過ごしいただけるよう催事会場の活気創出を行う。

■出店・出演内容区分

※P5のチャートを参考にA～Dまでの6種類に沿って申込書を提出ください

・飲食販売／地元食材等を使ったフード・ドリンクメニューの提供

【A-1】ブース出店

【A-2】キッチンカー出店

・地域PR／飲食販売を伴わない地域のPR

【B-1】販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）

【B-2】販売なし（パンフレット配布・パネル展示・映像放映 等）

・ステージ出演者

【C】ステージ出演

・その他の出店

【D】その他の出店

<<補足事項>>

催事会場で楽しんでもいただくだけでなく、催事期間外に各地域を訪れてもらうことも目的としているため、各地域や販売物・体験内容の情報をブースにて積極的に広報し、来場者に兵庫の各地域について、少しでも知っていただくため、各ブースを盛り上げていただくようお願いします。

■出店に係る経費

【出店料】無料

→各ブース用電源の電気代と共同シンクの水道代は主催者が負担

【申請費】尼崎市自動車営業許可 ¥16,000 （【A-2】キッチンカー出店の場合）

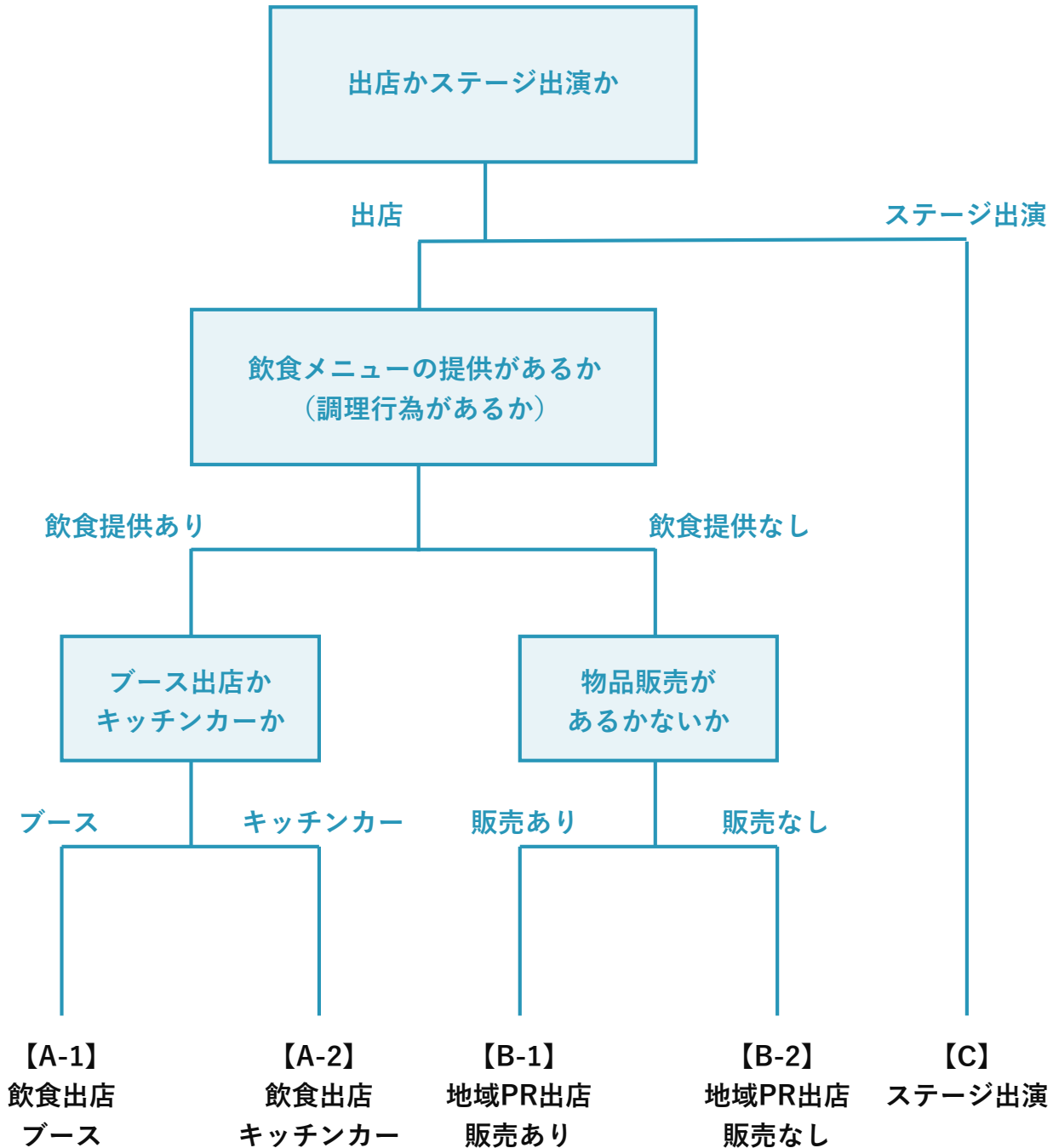
→同許可証をお持ちの場合は不要

※尼崎市露店営業許可（【A-1】飲食出店）は不要です。（詳細はP23をご覧ください）

全体概要／実施目的・内容区分・経費

■出店・出演内容区分について①

出店内容に応じて下記のチャートを参考に店舗区分をご確認ください。



上記のどれにも該当しない場合

【D】
その他の出店

全体概要／実施目的・内容区分・経費

■ 出店・出演内容区分について②

事前のお問い合わせで出店区分がわかりにくかった例のご紹介

*** 例 1 【飲食体験プログラム（有料・無料を問わない）】 ※抹茶体験・たこ焼き体験 等**

◇飲食提供とならないパターン

参加者自身が調理行為を行って実施する場合は、飲食提供とならない。

→出店区分は【B-1】

◇飲食提供となるパターン

抹茶体験等において、出店事業者が全て調理行為を行い、参加者が抹茶を飲むだけの場合。

→出店区分は【A-1】

*** 例 2 【試食の実施】**

下記の記載は【B-1】 【B-2】 区分の出店事業者へ該当。

元々調理行為のある【A-1】 【A-2】 区分はどんな形でも試食提供可。

試食を行う目的が明確であり、試食提供を行う食材1つずつが少量であれば、飲食提供とならない。

◇試食とならないパターン

・ブースで販売していない市販品を提供する。

→目的が不明なため実施不可

・ブースで販売している市販品のどら焼きを「丸々1つ」お配りする。

→提供量が少量でないため不可

*** 例 3 【車両を使つての物品販売】**

ブースではなく車両を使つての物品販売を行う場合。

・調理行為がありませんので「尼崎市自動車営業許可」の取得は必要ありません。

・運営事業者から申請する「露店営業許可」の範囲外（ブースから出るため）になるので、尼崎市保健所へ別途営業の届出を行ってください。

届出は無料ですが「食品衛生責任者資格」が必要となります。

こちらに該当する場合、前ページのフローチャートに添うと【B-1】となりますが、露店営業許可範囲から外れるため、【A-2】キッチンカー出店の申込書を使用し、「尼崎市自動車営業許可証」の代わりに「尼崎市 営業届」の写しと「食品管理責任者」の受講証明書をご提出ください。

全体概要／出店当日スケジュール

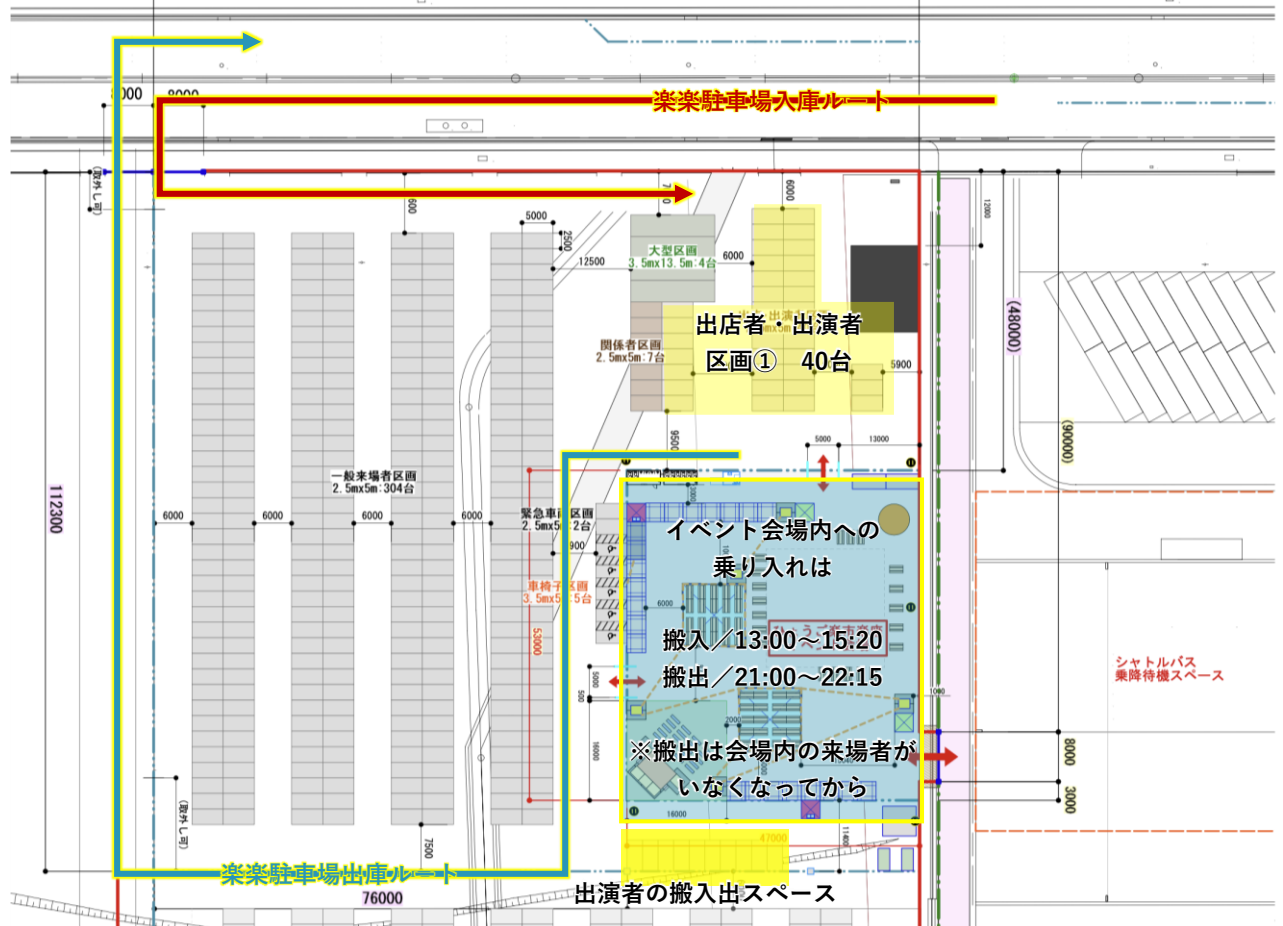
出店者・出演者のスケジュールは下記の通り想定しています。

	全体	出店者	出演者	備考
12:00				
13:00	楽楽駐車場 開放① 13:00 ※関係者のみ入庫可	搬入開始 13:00 搬入・出店準備 13:00～16:00	搬入開始 13:00 搬入・出演準備 13:00～16:00 ※リハ・音出し可 出演者車両は 会場内への進入不可 ※ステージ裏側スペースへ (詳細P8)	
14:00				
15:00	楽楽駐車場 開放② 15:30 ※一般車両を含む全車両	イベント会場内への 車両進入は「15:20」まで		
16:00	ひょうご楽市楽座 開始			
17:00	ひょうご楽市楽座 出店時間 16:00～21:00			
18:00		ブースへの追加搬入 および 搬出については 手運びで行う	【搬入出】 16:00以降も直接 ステージ裏側へ 車両をつけての 搬入出可 【リハ・音出し】 随時実施可	
19:00				
20:00				
21:00	ひょうご楽市楽座 終了			
	楽楽駐車場 21:30 一般車両追い出し完了	搬出開始 21:00 ※一般来場者退場後 搬出・片付け 21:00～22:15 出店・出演車両退出 22:15		
22:00	楽楽駐車場 閉門 22:30			
23:00				

全体概要／駐車場

楽楽駐車場の一部に「出店者駐車場」を設置します。（40台枠予定／各2台まで）
トラックやマイクロバス等の中・大型車両は「大型区画」を使用が可能です。
一般来場者駐車場には可能な限り駐車されないようお願いします。

	楽楽駐車場 開閉時間	出店者・出演者区画 利用可能時間	イベント会場への車両乗り入れ (出演者車両はステージ裏スペースへ)	
対応時間 (土曜・日曜)	13:00～22:30 15:30より 一般車両も開放	13:00～22:15	搬入時 13:00～15:20	搬出時 21:00～22:15
			15:20～21:00 手運びや台車での搬入のみ可	会場の来場者が完全退出後 搬出作業開始



* 車両の夜間留め置きについて

- ・キッチンカーを含む、出店、出演に関する車両の会場への夜間留め置きはできません。
(楽楽駐車場、イベント会場内どちらも) 移動手段等の事情によりどうしても夜の留め置きを希望される場合は、必ず事前にご相談ください。

* 前日(金)搬入と翌日(月)搬出について

- ・出店の前日(金)と翌日(月)の搬入出及び設営撤去はできません。
出店の当日(土日)では各作業が間に合わない場合、必ず事前にご相談ください。

* 大型車両について

- ・区画数に限りがあるため、大型車両の駐車を希望される際は、必ず事前にご相談ください。

全体概要／搬入出ルート・車両証

出店ブースへの搬入出時は、イベント会場内への車両進入が発生するため、ブース位置ごとに進入ルートを割り振りや駐車場の色分け等での管理を行います。また、車両証の掲出がない車両は楽楽駐車場へは進入できません。

* ブース位置ごとの搬出入ルート（搬入 13:00～15:20／搬出 21:00～22:15）

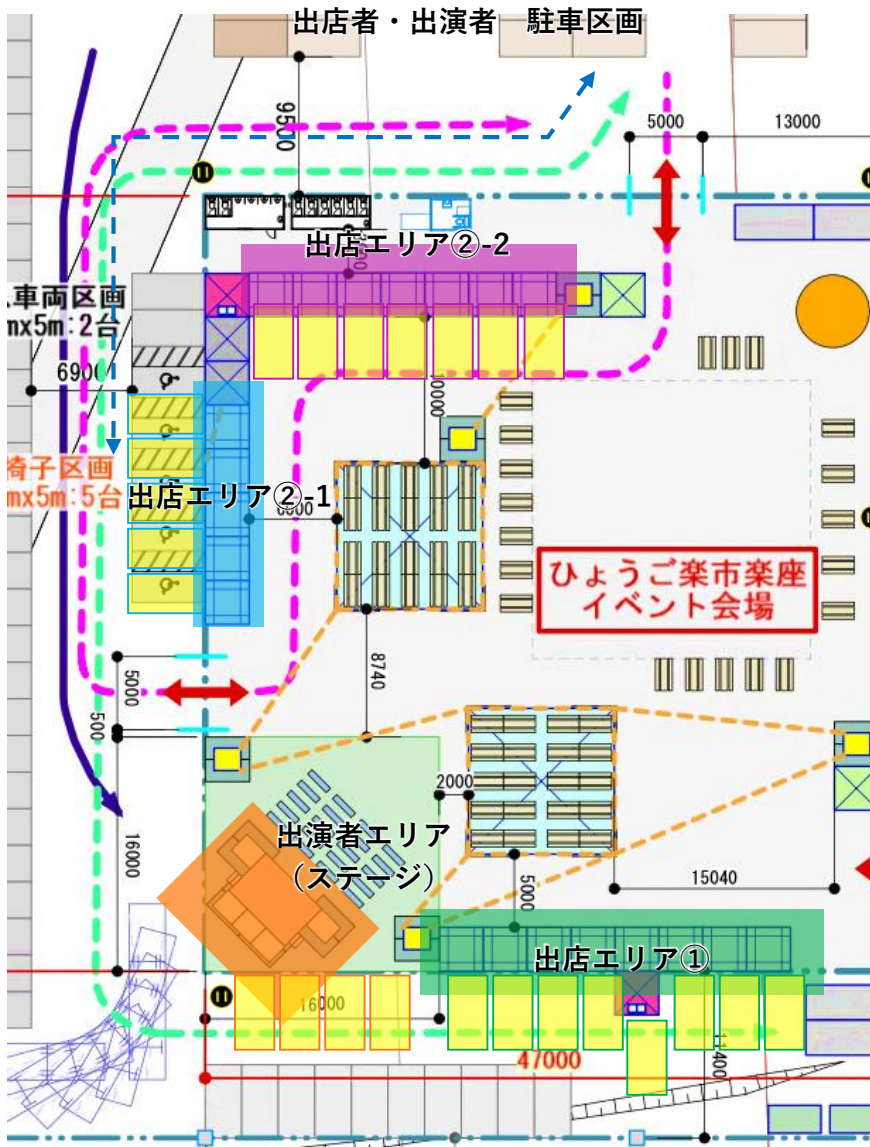
※搬出は会場内の来場者が退場後から開始

下記の区分ごとに、該当の色ルートで場内へ進入及び退出を行い、出店者・出演者区画へ車両を移動後、駐車。（終了後の搬出時は退場）

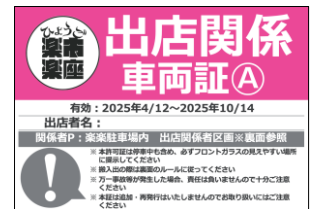
- ・ 出店エリア① : **グリーンルート**
- ・ 出店エリア②-1 : **ブルールート**
- ・ 出店エリア②-2 : **ピンクルート**
- ・ 出演者エリア : **オレンジルート** ※15:20～21:00の間に会場へ到着される場合は次ページ参照

* 搬入出時の出店者車両停止位置

それぞれブース前（後）に車両1台分のスペースを確保（3m×5m）



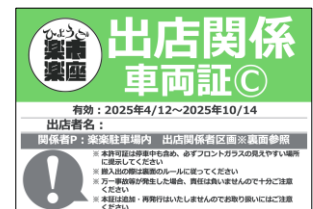
ピンクルート車両証



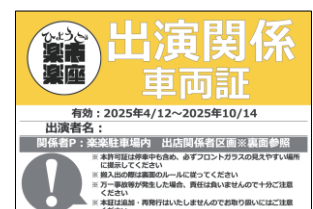
ブルールート車両証



グリーンルート車両証



出演者車両証



全体概要／イベント開催中の搬入出について

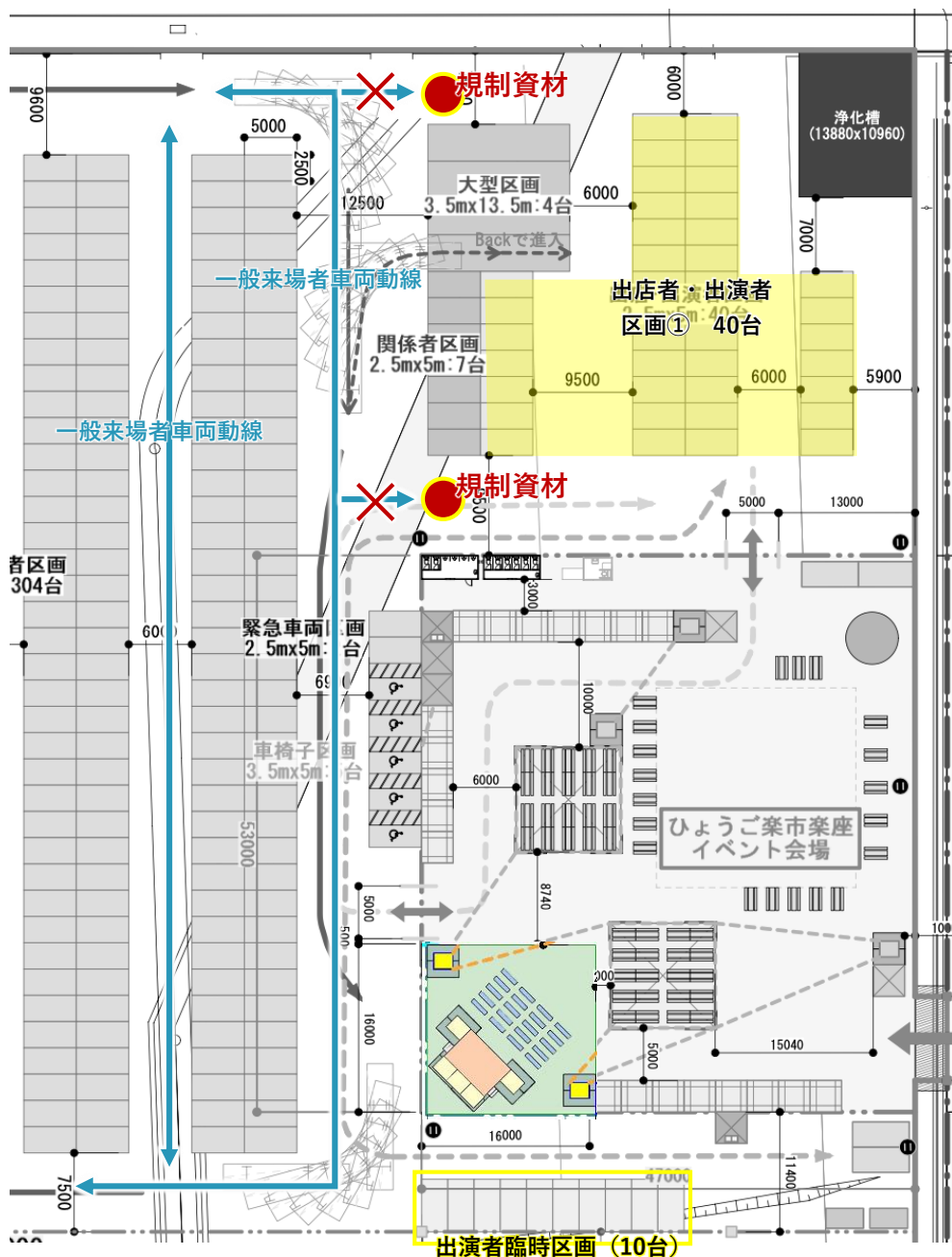
楽楽駐車場の一般開放後（15:30～21:00）は、出店者・出演者区画への一般来場者車両誤進入を避けるため、規制資材を設置しますので下記に沿って対応してください。

* 出店者（15:20～21:00）

規制資材を移動させて「出店者・出演者区画」へ駐車し、イベント会場までは手運びや台車での搬入を行ってください。（規制資材は必ず元の状態へ戻してください）

* 出演者（15:20～21:00）

楽器や道具等、ステージ直近までの搬出及び搬入が必要な場合は「出演者臨時区画」へ車両を移動して積み下ろし作業を行ってください。



全体概要／ブースレイアウト

出店ブース位置は固定とし、期間中を通じての出店となる出店事業者を除いては、順次入替を行いながら出店を行います。また、キッチンカー出店の場合は、会場内の空きスペースへ配置します。



出店ブース（全20張）



客席（8人掛けとして）480席

* 出店ブース（20小間）

下記、①～②①の位置へ固定設置。出店位置が固定となるのは下記の通り。

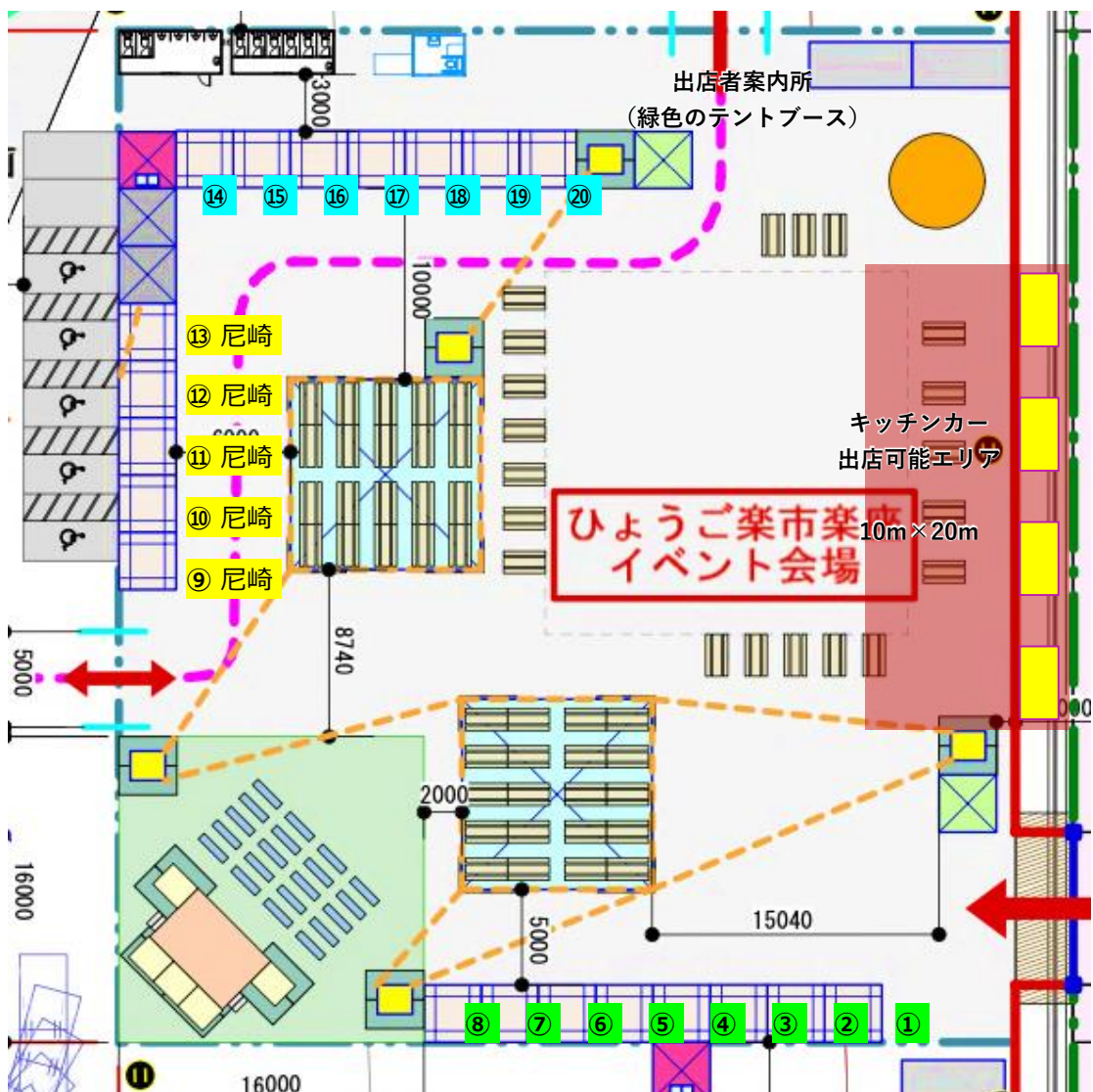
- ・ ⑨～⑬尼崎市

* キッチンカー出店

下記「キッチンカー出店可能エリア」の中へ配置。

エリアが不足する場合は、キッチンカー台数に応じて随時検討。

※休憩用テーブル＋イスは出店台数に合わせて適宜移動



出店ブースについて ① ※出店形態【A-1・B-1・B-2・D】共通

* 出店ブース（会場内に全20ブース）

【ブース振分】

- ◇県民局・県民センター：15ブース（①～⑧、⑭～⑳）
 ◇尼崎市：5ブース（⑨～⑬）

【ブース詳細】

- ◇ブース種類：常設木製テントブース（右図＋次頁参照）
 砂袋ウエイトとペグで固定
 ◇ブースサイズ：W3000×D3000×H2400（有効軒高）
 ◇ブース備品

→運営事業者手配となる基礎備品

・ブース照明

LED照明 1 灯（6000lm）

- テントの骨組みに引っ掛けて設置
 →毎日準備時に貸し出し、営業終了後に回収して
 運営事業者にて充電

・ブース電源

総電気容量2.8kw迄：コンセント 2 口

- ※各コンセント1.4kw迄
 →ブース裏に設置する仮設コンセントに延長コード
 を差し込んで自ブースまで引き込んで使用
 →延長コード 2 本も毎日貸し出し、営業終了後に回収

・テーブル

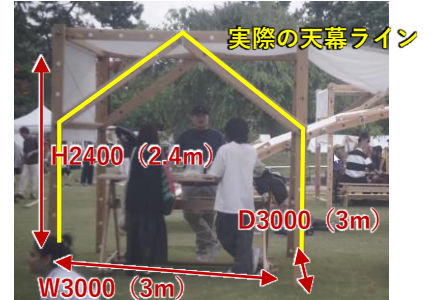
W1800×D500×H700 3 卓

・イス

パイプイス 2 脚

・消火器

1 本（ブース内に設置）



×3卓

上記、基礎備品以外の備品については、全てお持ち込みください。

テーブルやイスなどの「数量追加」及び「備品注文」を希望される場合は「有料」となりますが個別に対応いたしますので、ご相談ください。

出店ブースについて ② ※出店形態【A-1】のみ

【A-1】飲食出店ブースにおいてブース内へ**必ず設置**する必要がある備品

【尼崎市保健所からの指導内容】

本来は各ブース内への設置が必要となる「給排水設備」に替えて共同シンクを設置するため、各ブース内に「手洗い設備」を設置する必要がある。（①～③）
 その他、ゴミ箱や冷蔵冷凍設備、食品保管設備を設置。（④～⑥）

①コック付き水タンク（20L（形状・容量指定））

必ずコックが付いているもの。
 容量20リットル必須。

②受け用バケツ

上記の水タンクとセットで設置。

③ハンドソープ

薬用、市販品等種別は不問。



※共同シンクまで行かずにブース内で手洗いをするため

④蓋付きゴミ箱

蓋付きのゴミ箱。
 （必ず内部にゴミ袋を設置して使用してください）



※①～④は貸出可能（下記「留意事項」参照）

⑤冷蔵冷凍設備＋温度計

クーラーボックスと温度計のセット。



⑥食品保管設備

タッパー容器等。



【留意事項】

- ・②～⑥の「形状や容量」は不問です。
- ・①～④は、運営事業者から貸出可能です。貸出希望の場合は、出店申込書の希望欄に記入してください。
- ・①～④の貸し出しについては下記内容について十分注意してください。
 - 返却前に清掃を行い清潔な状態でご返却ください
 - 破損や汚染があった場合は弁償とします
 - 該当備品が原因でのトラブルにおいて主催者及び運営事業者は一切の責任を負いません
 半年間清潔な状態で使用し続けるためにご協力をお願いします。

出店ブースについて ③ ※出店形態【A-1・B-1・B-2・D】共通

出店ブースは木製の木枠を組み上げた常設ブースを設置します。

＊ブース詳細

【参考】hitotoブース

兵庫県木材と紐のみで組み立てられる木製構造体ブース

砂袋ウエイトとペグで固定

1 小間当たり自重約50kg程度

天幕 1 枚（天面＋側面）→図 1 参照

前面幕と背面幕はそれぞれ 1 枚ずつ → 図 2 参照

(W3000×H2400)

※各幕には紐が付属しています

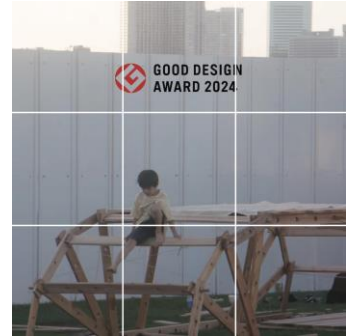
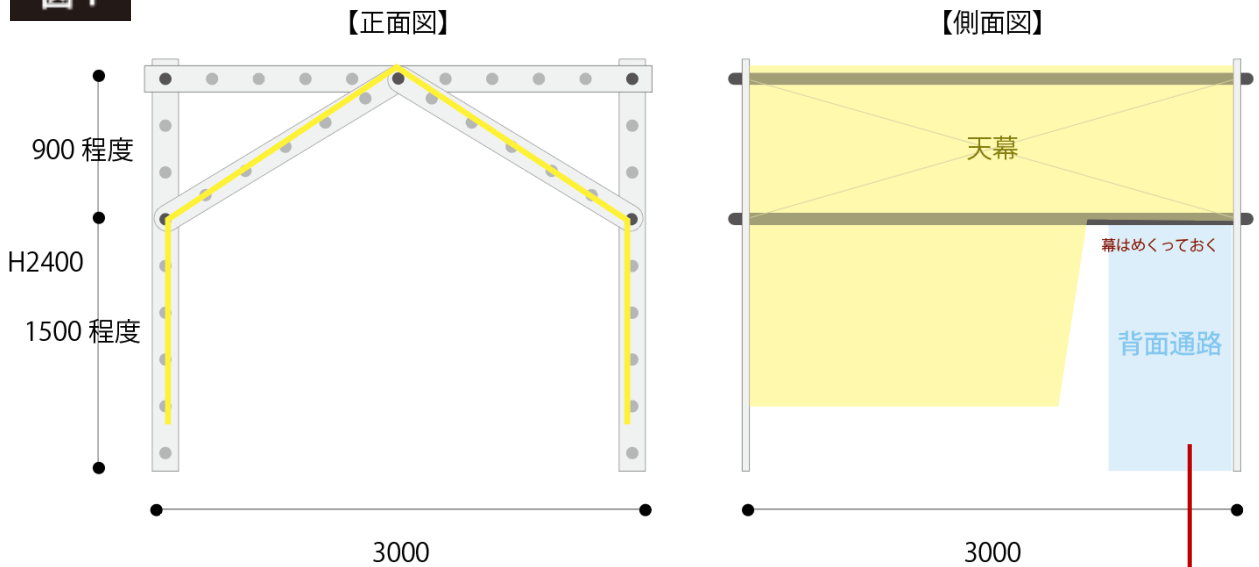


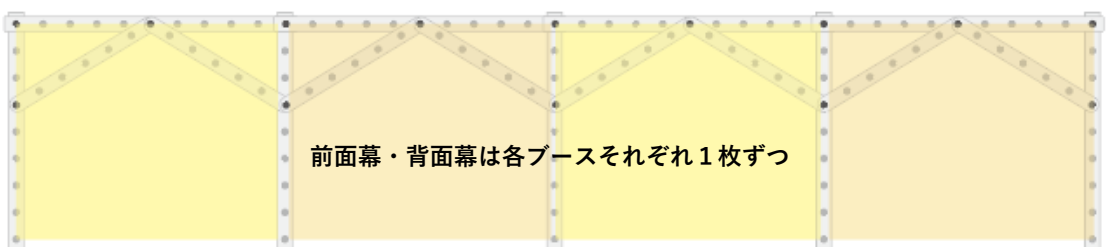
図 1



・ブース背面（後方）通路

尼崎保健所からの指導により、共同シンクまでの移動用としてブース後方は通路として設定するため天幕を一部まくりあげて、可能な限り備品等で周辺を塞がないよう注意してください。

図 2



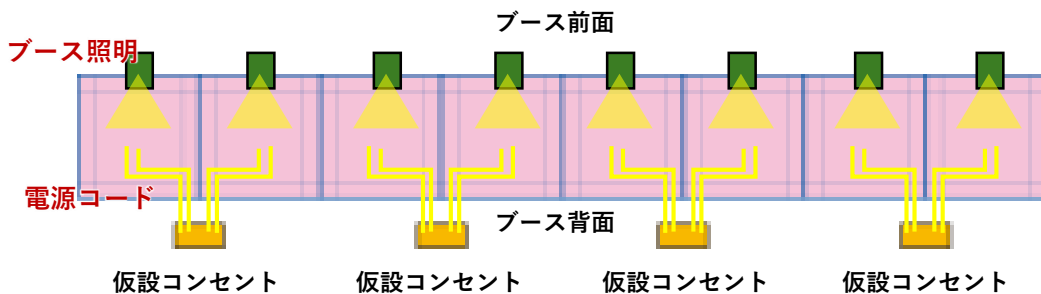
前面＋背面イメージ

出店ブースの設営撤去作業について ①／貸出備品

貸出備品となる「電源コード」と「ブース照明」は出店受付時に出店事業者へ配布します。営業終了後に返却してください。（毎日）

搬入時（営業開始前）

- ・ 出店事業者は現地到着後に「出店者案内所」に出店事業者名を伝え、貸出備品を受け取ってください。
→電源コード 2 本／ブース照明 1 灯
- ・ ブース後方に設置されている「仮設コンセント」に貸出備品の電源コードを挿し込み、ブースまで電源を引きます。
- ・ ブース照明はブース木枠に引っ掛けて設置し、日没前を目処に適宜点灯してください。



※電源コードのコンセントが地面に着いた状態で使用すると漏電する恐れがあるため、コンセントが地面に設置しないよう、ブース木枠に結びつけて使用してください。
結びつけるための紐は電源コードに付属しています。

【運営事業者】

- ・ 貸出備品はブース番号を記載したカゴにまとめて入れておき、受付後に随時お渡しします。

搬出時（営業終了後）

土日共通

- ・ 使用していた電気機器を取り外し、電源コードを仮設コンセントから抜いてください。
- ・ ブース照明を取り外し、電源をOFFにしてください。
→それぞれ取り外したものをまとめて、21:45までに「出店者案内所」まで返却ください。

【運営事業者】

- ・ 返却されたブース照明の充電作業を行います。

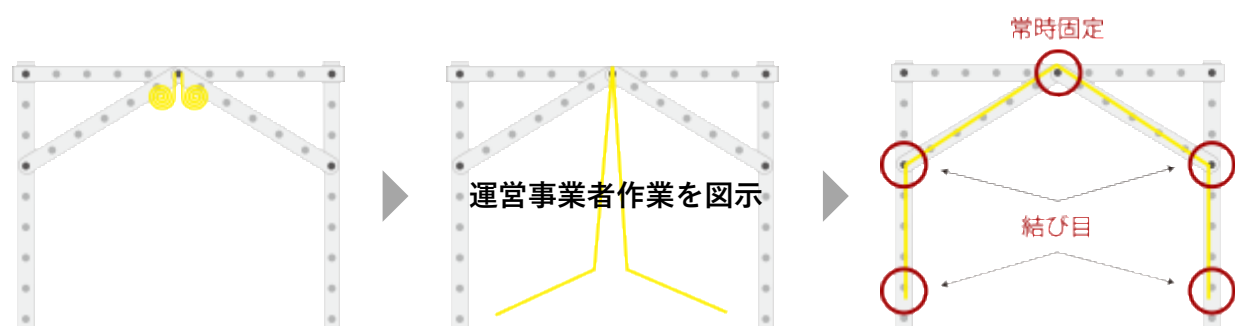
出店ブースの設営撤去作業について ②／搬入時

出店事業者によるブース設営は、背面幕と前幕の設置のみ。
風の強さ等に応じて随時対応いただきます。

搬入時（営業開始前）

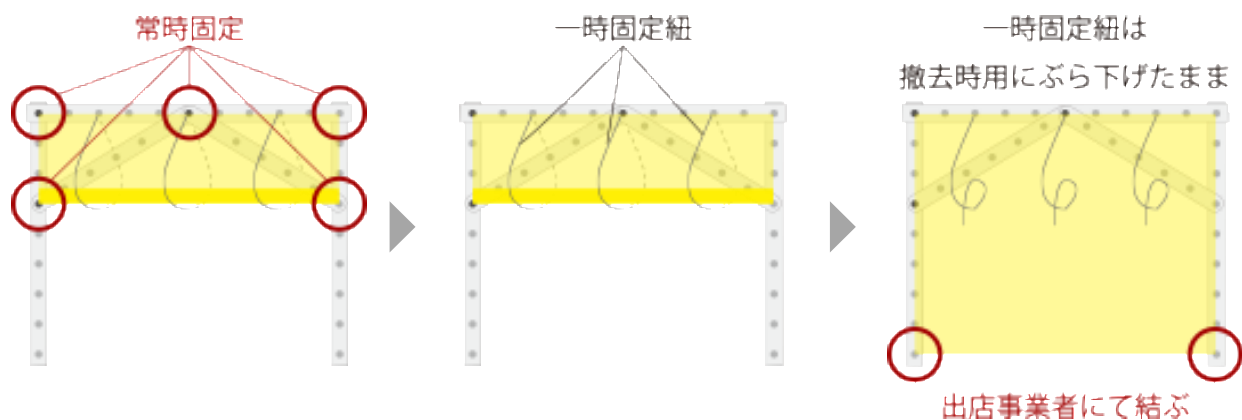
- ・天幕：運営事業者により設置済み

【出店事業者作業】作業なし



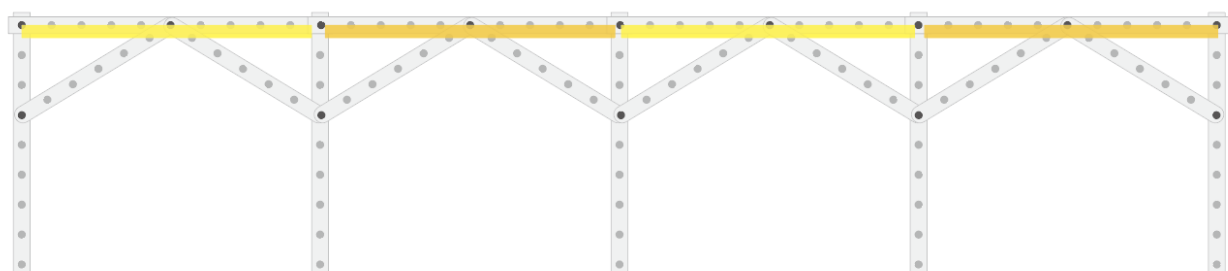
- ・背面幕：ブース中段にまとまっている状態

【出店事業者作業】自由なタイミングで一時固定紐をほどき、木枠ブースへ結びつける



- ・前面幕：ブース上段にまとまっている状態

【出店事業者作業】作業なし



出店ブースの設営撤去作業について ③／営業中

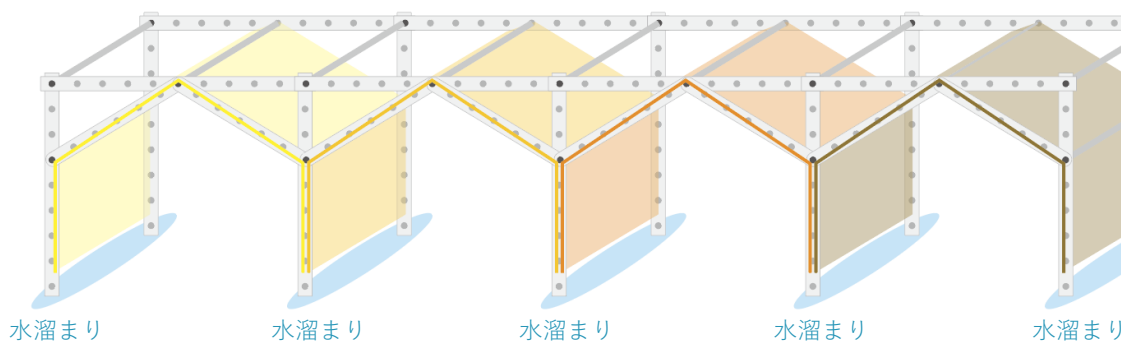
出店事業者によるブース設営は、幕（前面幕・背面幕）の設置のみ。
風の強さ等に応じて随時対応してください。

営業中

- ・天幕：設営時から固定のまま。

雨天時には天幕を伝う雨水が足元に溜まるため、付近に濡れてはいけない備品等を置かないように注意してください。（隣接ブースとの間）

【出店事業者作業】作業なし

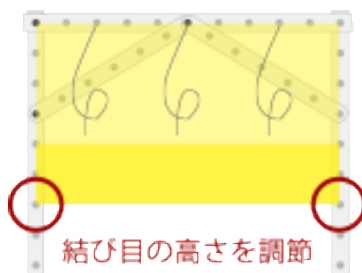


- ・背面幕：ブース背面に設置されている状態

夏期の間は紐を結ぶ位置を調節するなどして、熱中症対策を行ってください。

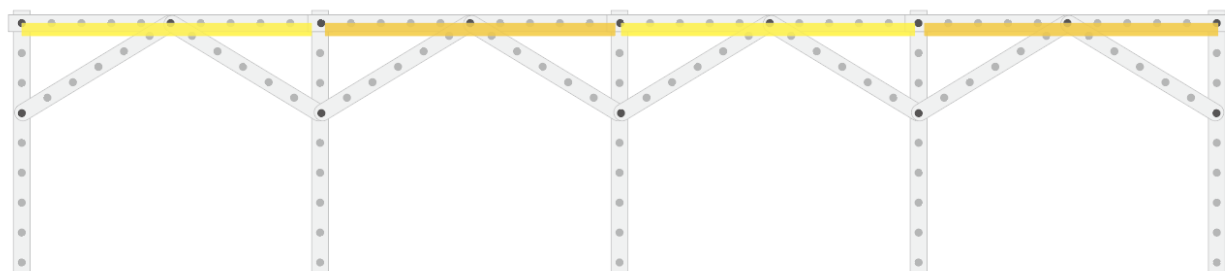
※外部からブース内へ砂塵等が入り込まないような高さを徹底

【出店事業者作業】適宜高さ調節



- ・前面幕：ブース上段にまとまっている状態

【出店事業者作業】作業なし



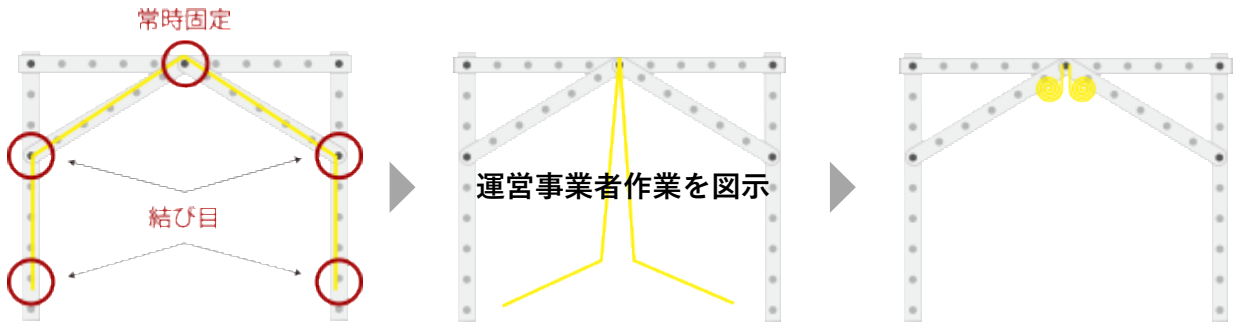
出店ブースの設営撤去作業について ④-1／搬出時（土曜日）

搬出時（営業終了後）

土曜日

- ・天幕：運営事業者により随時対応（通常時は撤去なし／強風or中止想定の場合はまくる）

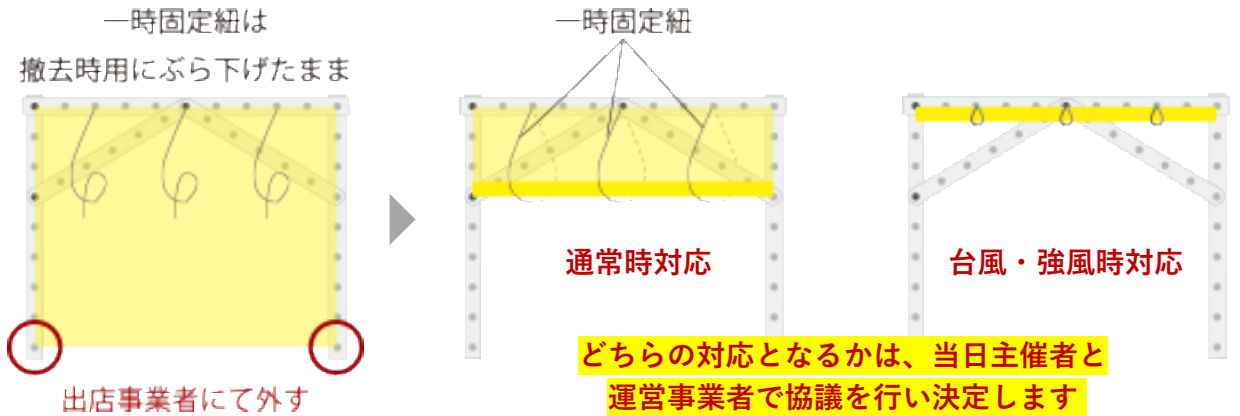
【出店事業者作業】作業なし



- ・背面幕：通常時は撤去なし／強風or中止想定の場合はまくる

【出店事業者作業】営業終了後は自由なタイミングで木枠から紐をほどいて外す。

通常時はブース中段へ固定・強風や台風時は固定紐で中段へ固定

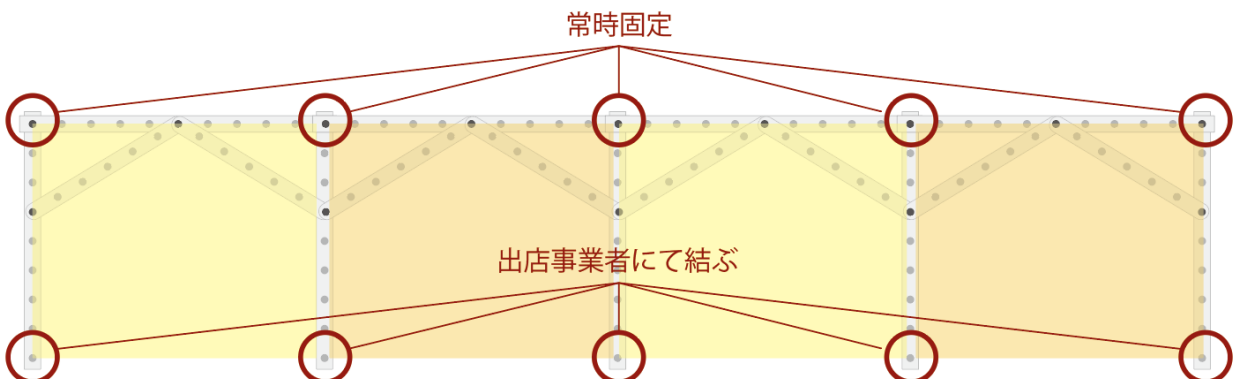


- ・前面幕：通常時は前幕設置／強風or中止想定の場合はまくったまま

【出店事業者作業】ブース上部から取り外して木枠へ紐で固定

※前面・背面幕の作業用に「脚立」の貸し出しを実施

※強風想定の場合は前幕を閉めないためブース内撤去作業もしくはブルーシート等で梱包



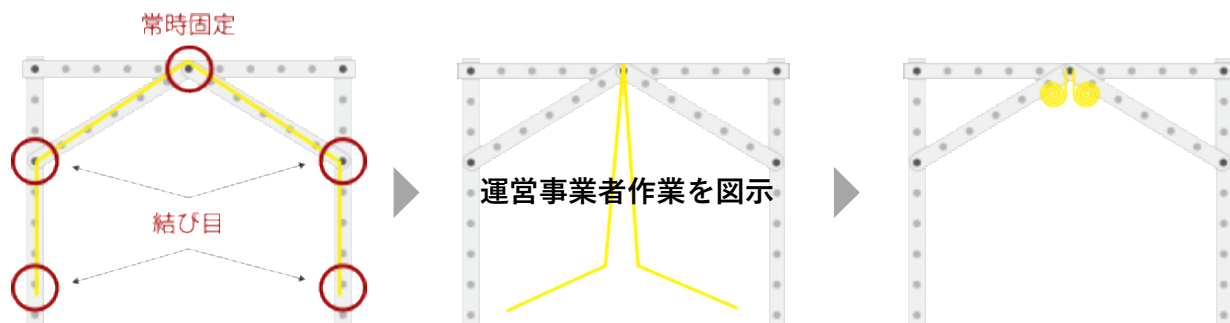
出店ブースの設営撤去作業について ④-2／搬出時（日曜日）

搬出時（営業終了後）

日曜日

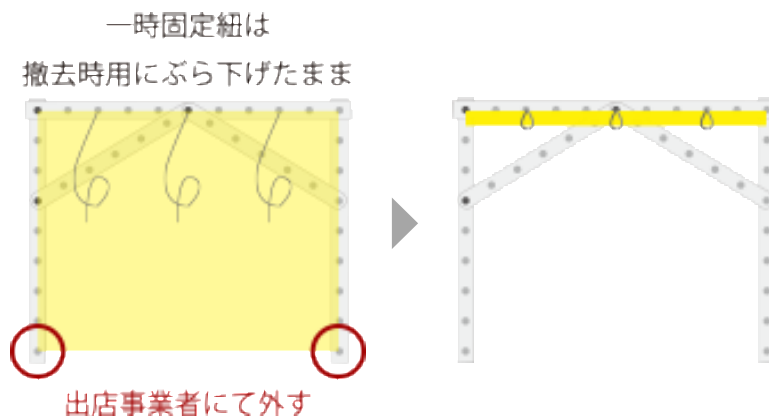
- ・天幕：運営事業者により随時対応（天候に関わらずまくる）

【出店事業者作業】作業なし



- ・背面幕：天候に関わらず上段までまくる

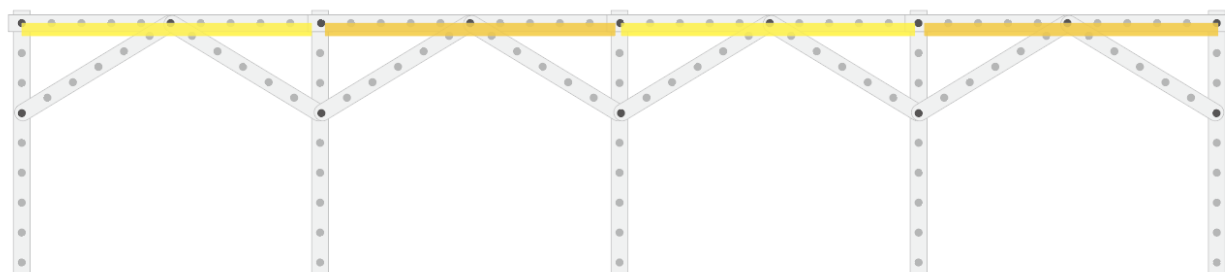
【出店事業者作業】自由なタイミングで木枠ブースから外し、固定紐で上段へ固定



- ・前面幕：天候に関わらず上部設置のまま

【出店事業者作業】ブース上部までまくって固定

※前幕設置作業用に「脚立」の貸し出しを実施



出店ブースの設営撤去作業について ⑤／作業一覧

出店事業者へは黄色網掛け部分の作業を行ってください、
それ以外は運営事業者にて準備します。



	金曜日	土曜日		日曜日		月曜日
		搬入時	搬出時	搬入時	搬出時	
木製ブース hitoto	常設					
天幕 仕切り幕兼用	ブース上部から 外して設置 (運営事業者)	-	翌日中止の場合 ブース上部へ 固定 (運営事業者)	-	強風・台風時の み当日に ブース上部へ 固定 (運営事業者)	ブース上部へ 固定 (運営事業者)
背面幕	ブース上部へ 固定のまま	木枠へ 取り付け (出店事業者)	ブース上部の 中段に固定 (出店事業者) 強風・台風 日曜中止時は ブース上部へ 固定	木枠へ 取り付け (出店事業者)	ブース上部に 固定 (出店事業者)	ブース上部へ 固定のまま
前面幕	ブース上部へ 固定のまま	-	木枠へ 取り付け (出店事業者) 強風・台風 日曜中止時は ブース上部へ 固定	ブース上部へ まくって固定 (出店事業者)	-	ブース上部へ 固定のまま
テーブル イス	各ブースへ 搬入 (運営事業者)	-	-	-	-	各ブースから 搬出 (運営事業者)
ブース照明	-	出店受付時に 運営事業者から お渡し (運営事業者)	運営事業者へ 返却 充電 (運営事業者)	出店受付時に 運営事業者から お渡し (運営事業者)	運営事業者へ 返却 充電 (運営事業者)	-
電源コード	-	出店受付時に 運営事業者から お渡し (運営事業者) 仮設分電盤の コンセントへ 接続 (出店事業者)	運営事業者へ 返却	出店受付時に 運営事業者から お渡し (運営事業者) 仮設分電盤の コンセントへ 接続 (出店事業者)	運営事業者へ 返却	-

出店ブースの設営撤去作業について ⑥／注意事項

ブースの設営撤去作業は下記内容に注意して行ってください。

■設営時

- ・会場の地面は砂利敷きですので、備品等を地面に設置される際はご注意ください。また、海沿いであることから営業中も海風による影響があるものと想定されます。備品を設置する場合は、ウェイトを設置するなどの風対策を行ってください。
- ・コンセントに接続する延長コードは、テントの骨組みに引っ掛けておくなど、直接地面に置かないようにしてください。
→雨天時の水溜まりや、手洗い時の水がかかってしまった際の漏電を防ぐため。

■撤去時

- ・土曜日の営業終了後、基本的には幕の撤去は必要ありませんが、強風が想定される場合には幕を撤去いただく可能性があります。（主催者と運営業者で協議のうえ決定します）
- ・土日で同一ブース内の出店者が入れ替わる場合は、下記の通り対応ください。
「基本フロー」
土曜日の営業終了後、ブースの背面幕と前面幕を降ろし、次出店事業者へ引き継ぎ。
「イレギュラー」
土曜日の営業終了後、強風対策としてブース幕の撤去作業を行うと判断した場合は、背面幕と前面幕をブース上段へまくる作業を実施。次出店事業者は前幕はそのまま、背面幕だけを引き下げて営業を行う。
- ・搬出作業中もLEDランタン照明を使用いただけますが、テント撤去時には取り外す必要がありますので、周辺に十分注意して作業をしてください。
→会場内にはブース位置を照らすための照明も設置されています。
→LEDランタンは土曜日の営業終了後に充電作業を行いますので21:45までにご返却をいただくようお願いします。

■ブース装飾

ブース内の装飾作業が必要な場合は、各出店事業者にてお願いします。
出店者名を記載したラミネート表記は、運営業者にて準備します。（A3サイズ：1枚）

- ・のぼり、横断幕、追加看板等はブース前に設置いただいても構いません。ただし、通行を妨げず隣接する出店事業者に迷惑のかからない範囲でお願いします。
- ・本イベントはPRしている現地に実際に訪れてもらうことも目的としております。市町や出店事業者のPRにつながるような展示・装飾は積極的に行ってください。
- ・会場内は強風が吹く恐れがあるため、のぼり等を設置する場合は、ブースにくくりつけてください。ただし、主催者側が危険だと判断した場合、強風時等に一部もしくは全部の撤去を指示することがありますので、予めご了承ください。
- ・会場内とブース内に十分な照明を用意しております。電飾は控えてください。
- ・装飾作業は必ず各自ブース内で行い、他者のブース等の使用は禁止とします。
- ・装飾作業で生じたゴミは出店事業者の責任で必ず処理してください。

出店当日の詳しいスケジュール①／土曜日

土曜日の出店

催事中止 判断

- ①台風接近時やその他の要因で【出店前日】に翌日の中止が決定した場合
前日の【17:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知
- ②台風接近時やその他の要因で【出店当日】に中止が決定した場合
当日の【9:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知

搬入・設営 開始

搬入可能時間【13:00～16:00】ブース前まで車両乗り入れ可（15:20まで）

- ・楽楽駐車場は13:00に開門します
- ・イベント会場からは15:20までに車両を出庫してください
- ・営業時間中はイベント会場内に車両の乗り入れはできません
→車両からの搬入及び車両への搬出が必要な場合は台車等を使用して
手運びにて行ってください

出店者受付 ※出店者案内所にて実施

- ・会場到着後は「出店者受付」テントにて受付後、貸出備品を受け取り。
（貸出備品：ブース照明、延長コード2本）

ブースの設営

- ・受付後は自ブースにて出店準備を行ってください。

営業開始

営業時間【16:00～21:00】※営業時間中の退出はできません

- ・出店概要書に記載されている各事項を順守して営業ください

17:00時点で翌日の中止判断を実施

営業終了 搬出開始

搬出可能時間【21:00～22:15】※来場者退出後に搬出作業開始

- ・イベント会場内の来場者退出を確認後、運営業者にてゲートを開放します
- ・搬出時にイベント会場内に乗り入れ可能な車両は、1出店者あたり1台
までとしますので、複数台の車両がある場合は入れ替えて作業ください
- ・貸出備品（ブース照明、延長コード2本）は21:45までに出店案内所へ
返却ください

翌日実施の場合

- 持ち込み備品：適宜搬出 ※梱包備品は各自でご準備ください
- 据え置き備品：ブルーシート等で梱包した状態でテント内に保管
- 出店ブース：お帰りになる前にブース前面幕と背面幕を閉じる

翌日中止の場合（＋翌日実施するが夜間に強風が見込まれる場合）

- 持ち込み備品：適宜搬出
- 据え置き備品：適宜搬出
- テントブース：前面幕と背面幕を上部までまくる

土曜日

搬出作業終了後から翌日営業開始までの間に強風が吹いた場合、運営業者の判断でブース幕を撤去する場合がありますので、据え置き備品はブース幕が無くなった時に中身が飛散しないよう、必ず厳重に梱包してください。

出店当日の詳しいスケジュール①／日曜日

日曜日の出店

催事中止
判断

- ①台風接近時やその他の要因で【出店前日】に翌日の中止が決定した場合
前日の【17:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知
- ②台風接近時やその他の要因で【出店当日】に中止が決定した場合
当日の【9:00】段階で、公式イベントページにて中止理由と日程を告知

搬入・設営
開始

搬入可能時間【13:00～16:00】ブース前まで車両乗り入れ可（15:20まで）

土曜日が中止となった場合は天幕設営から、
天幕設営済み時は搬入作業から開始ください

- ・楽楽駐車場は13:00に開門します
- ・イベント会場からは15:20までに車両を出庫してください
- ・営業時間中はイベント会場内に車両の乗り入れはできません
→車両からの搬入及び車両への搬出が必要な場合は台車等を使用して
手運びにて行ってください

出店者受付 ※出店者案内所にて実施

- ・会場到着後は「出店者受付」テントにて受付後、貸出備品を受け取り。
（貸出備品：ブース照明、延長コード2本）

ブースの設営

- ・受付後は自ブースにて出店準備を行ってください。
- ・ブースの前幕をブース上部にまできくって固定してください。

営業開始

営業時間【16:00～21:00】※営業時間中の退出はできません

※出店概要書に記載されている各事項を順守して営業ください

営業終了
搬出開始

搬出可能時間【21:00～22:15】※来場者退出後に搬出作業開始

- ・イベント会場内の来場者退出を確認後、運営業者にてゲートを開放します
- ・搬出時にイベント会場内に乗り入れ可能な車両は、1出店者あたり1台
までとしますので、複数台の車両がある場合は入れ替えて作業ください
- ・貸出備品（ブース照明、延長コード2本）は出店案内所へ返却ください

持ち込み備品：適宜搬出

据え置き備品：適宜搬出

テントブース：背面幕を中段までまくる（前面幕は上部へ固定したまま）

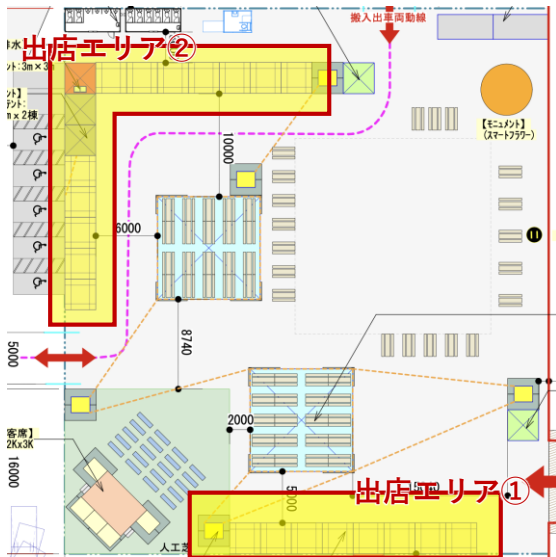
土日
共通

設営・撤去時に強風となっていた場合や、会場内が乗り入れ車両で混雑した場合、安全確保のために運営事業者からブース幕の設営撤去及び備品の搬入出作業について記載と異なる指示がある可能性があります。状況に応じて運営事業者の指示に従って作業をしてください

【A-1】 【A-2】 飲食出店について ①／営業許可証

■尼崎市 露店営業許可（飲食出店【A-1】）

露店営業許可は下記の通り、出店エリアを2つに分けた状態で運営事業者から申請します。



【衛生管理の徹底】

複数のブースをまとめて営業許可を取得するため、食中毒等が発生した場合は原因となったブースだけでなく、

**各出店エリア内の全ブースが一度
営業停止扱い**

となります。

また、共通シンク等を通じて他ブースへも感染が広がる可能性もあるため、自ブースだけに限らず衛生管理を徹底してください。

■尼崎市 自動車営業許可／キッチンカーによる出店（飲食出店【A-2】）

テントブース以外にもキッチンカー（移動販売者）での出店も可能です。

- ・キッチンカーでの出店がある場合は、ブース位置ではなく会場レイアウト(P10)に記載している「キッチンカー出店可能エリア」での出店となります。
→エリアに入りきらない台数のキッチンカーの出店が想定される場合は協議の上、出店場所を決定します。
- ・車両サイズに制限は設けませんが、車両位置をレイアウトする都合上、事前に車両サイズのヒアリングを行います。
→【A-2】キッチンカー出店申込書に記載欄を設定しています
- ・尼崎市の自動車営業許可証の取得が必要です。
取得済みの場合は、営業許可証の写しを提出。未取得の場合は尼崎市保健所へ申請し、取得後に営業許可証の写しを提出してください。
- ・使用する車両は違法な改造をされていない車両に限ります。
→【A-2】キッチンカー出店申込書と合わせて「車検証」と「誓約書」を提出してください。

【A-1】 【A-2】 飲食出店について ②／出店条件

■出店条件について

- (1) 食品衛生法で定められている HACCP に沿った衛生管理を順守している事。
- (2) キッチンカー出店の場合、尼崎保健所での自動車営業許可証を有していること。
また、違法に改造してない車両であること。
- (3) 暴力団との関わりがない事。

■ブース位置・キッチンカー位置について

県民局・県民センターと協議のうえ決定しますので、配置に関する希望は受け付けません。

■販売価格

販売価格に指定はありません。

現金販売時の釣り銭は出店者にてご準備ください。

現金以外の支払い方法を受け付ける場合、必要な機器等は出店者にて準備してください。

■提供容器

使用済み容器を回収し、洗浄しての再提供はできません。

各自で保健所指導に準じた「使い捨て容器」にて提供してください。

■提供数

提供準備数の下限等はありませんが、早い時間帯で売切とならないよう配慮してください。

→売切を理由とした開催時間中の退出はできません

■酒類販売

酒類の販売は可能。 ※一部、酒類の販売・提供ができない日程があります。

会場内での酒類の販売を行う場合は、事業者から所轄税務署への届出を行っていただく。

※酒類をコップ等に注ぐなど、その場での飲用のために提供する場合は不要です

※期間中に合計10日以上販売を行う場合は手続きが異なりますのでお早めに税務署へご相談ください。

【所轄税務署：尼崎税務署】（販売開始の3週間前までに届出し、写しを提出）

届出書類の提出①（窓口）：尼崎税務署

（〒660-0893 兵庫県尼崎市西難波町1-8-1）

届出書類の提出②（郵送）：大阪国税局業務センター 阪神分室

（〒661-8790 兵庫県尼崎市若王寺3-11-46）

届出内容に関する相談：窓口や電話でのご相談 西宮税務署 酒類指導官部門

（0798-34-3930／平日 8:30～17:00）【要事前予約】

※提出書類様式 (<https://lit.link/hrrgyoumu>)

上記リンクに「ひょうご楽市楽座での期限付き酒類販売小売業申請」に関する欄から様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ上記「届出書類の提出①もしくは②」の方法に従って提出してください。

届出後、提出様式の写しを運営事業者へ提出してください。

なお、飲酒運転の防止や20歳未満の方への飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

【A-1】 【A-2】 飲食出店について③／提供メニュー

■提供メニューについて

【A-1】 ブース出店

当日提供する全メニューにおいて、

・①提供直前に加熱する。（必須）

→加熱後の調理工程は「盛り付け」以外できません

・②ブース内で提供に至るまでの調理工程は概ね「2工程程度」となる、加熱調理品であること。

→「下ごしらえ」や「盛り付け」は除くが、複雑な工程となる場合は「調理工程」としての対象となる場合があります

※直前加熱ができないため提供が難しいと想定されるメニューと食材

米飯類	各種寿司・弁当 等
調理パン	生野菜や加熱していない材料を使用するもの
生鮮食品	刺身・生野菜・果物・生卵 等
めん類	冷やし中華・冷やしうどん・ざるそば・冷麺・そうめん 等
腐敗または変敗度の高い食品	生クリーム・カスタードクリーム・バタークリーム・牛乳 等
その他	フレッシュジュース・スムージー・ディッシュ式アイス 等

※個別に梱包されている市販品を除く

①直前加熱の例外

- ・かき氷（市販の氷と市販のシロップを使用した場合に限り）
- ・飲料の小分け・調整（市販品に限り／市販のペットボトル等からの分配）
- ・アイスクリーム類の小分け（市販品に限り）
- ・市販品を使用した品目（缶詰や容器包装に入った食品で、広域に流通している市販品をそのまま盛り付ける場合に限り）

②ごはんの提供について、仕出許可をもつ業者からの購入が難しい場合は、会場現地で無洗米を炊飯器で炊いてご提供ください。

提供メニューについては、出店申込書内のレシピ表に、調理工程や材料の保管方法、及び事前加工方法・場所等を記載いただき、尼崎保健所と協議のうえ提供可能かどうかの判断を行います。

→別に提示するレシピ表を参考に、可能な限り詳しく記載してください。

【A-2】 キッチンカー出店

キッチンカー営業で提供できるのは

・尼崎市自動車営業許可証取得時に申請したメニューのみ提供可。

→申請していないメニューは提供不可

【A-1】 【A-2】 飲食出店について ④／食品の取り扱い

■食品の取り扱いについて

- ・従事者は常に手洗いを励行し、原材料や調理済食品の取扱い及び器具、容器などの保管にも衛生的に十分注意して行うこと。
- ・管理責任者を設置するなどの十分な管理体制を整え、食品を提供するまで適正な温度で、異物混入などの事故のないように保管すること。
- ・原材料の仕入れは、できる限り調理の直前になるよう計画的に行うこと。やむを得ず早めに仕入れる時は、調理まで冷蔵庫などで適切に保管すること。
- ・提供する食品は当日に現地で加熱処理するものとし、前日からの調理はしないこと。
- ・特に、食中毒の原因となりやすい食品の調理などは避けること。
- ・常時低温で保管を要する食品の使用は避けること。やむを得ず使用するときは、冷蔵（10℃以下）冷凍（-15℃以下）で保管し、十分に加熱調理すること。
- ・調理従事者等は、次に掲げる事項を遵守すること
 - （ア）清潔な作業着を着用すること。
 - （イ）爪を短く切り、作業前及び用便後は手指の洗浄消毒を行うこと。
 - （ウ）体調不良および手指に創傷があるときは、食品取扱い作業に従事しないこと。
- ・食品（現場加工品以外）の販売については、アレルギー表示、消費期限等の記載された表示の貼付のある包装品を取り扱うこと。
- ・要冷蔵食品を使用する場合は、10℃以下で冷蔵保管するために温度計を備えた冷蔵設備を使用して適切に保管すること。また、要冷凍食品においては、-15℃以下で冷凍保管するために温度計を備えた冷凍設備を使用して適切に保管すること。
- ・冷凍原材料の解凍は、食品表示の解凍方法に伴い、適切な温度で専用の容器等を用いて衛生的に行うこと。
- ・食品は食品表示されている保存方法に従って保存すること。開封後は短時間で使い切ること。
- ・炊飯後の米飯を取り扱う場合は、炊飯器等65℃以上で保管すること。

なお、食品に関する苦情等があった場合は、速やかに運営業者に連絡してください。

■保健所からの指摘事項

- ・現地で調理の工程数を極力少なくするよう、可能な限りプレカット品や下処理済みの原材料を使用すること。
- ・下処理場所については、必要な営業許可を受けた、又は営業届出を行っている施設で行うこと。
- ・調理（下処理・仕込み行為を含む）は当日に行うこと。
- ・提供食品について、提供直前に中心部まで十分に加熱すること。（食品の中心温度85～90℃で90秒以上加熱）
- ・原材料にアレルギー（えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、くるみ等）が含まれているかどうかを把握し、調理加工後の販売時に購入者からアレルギーが含まれているかどうかの質問があった場合には、正確な情報を伝えること。
- ・作業は必ず施設内で清潔に行うこと。

【A-1】 【A-2】 飲食出店について ⑤／給排水シンク

■貯水設備容量と排水容器について

尼崎保健所の規定：出店ブース内に提供メニューに応じて40～200Lの貯水設備を設置

→ブース内が手狭になってしまうことと排水の手間が増えることから各出店エリアごとに給排水が可能な「共同シンク」を設置して対応します。

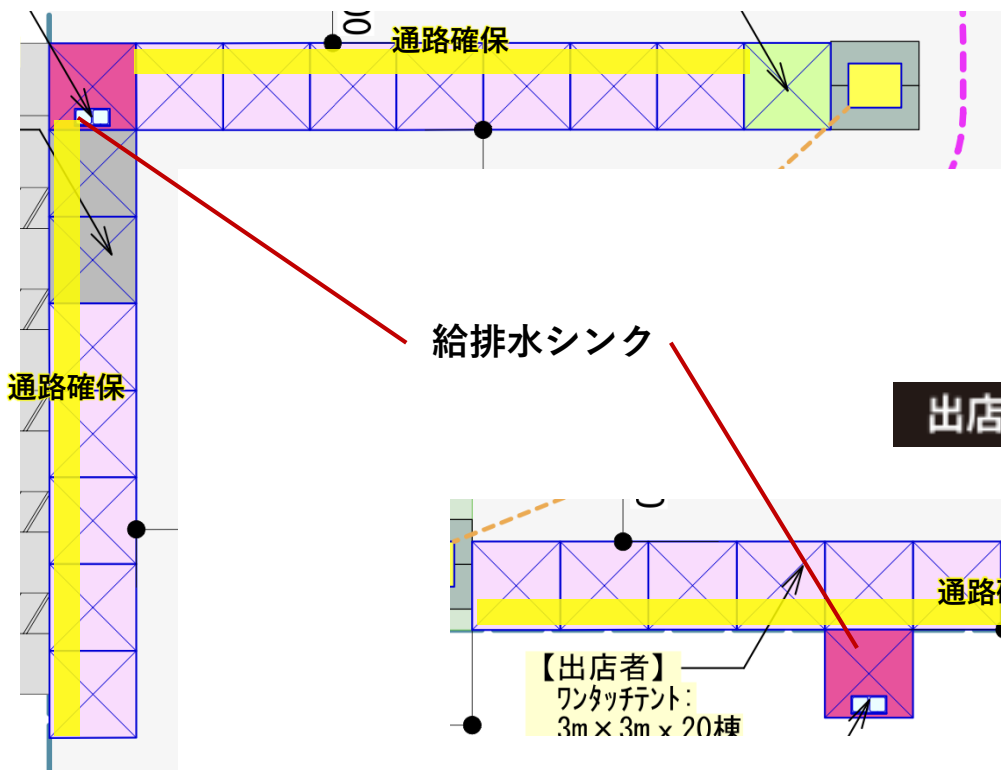
→各ブース内には手洗い用のポリタンクと受け用バケツ及びハンドソープを必ず設置してください。（P12を参照してください）

■共同シンクについて

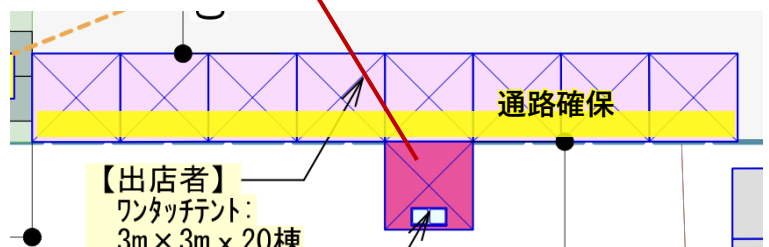
各出店エリアごとに設置する給排水シンクまでは、出店エリア内を通過して移動してください。

ブース後方部分を「通路」として設定するため、ブース後方部分は天幕を開け、著しく移動を妨げるような備品は置かないようご注意ください。（※通路幅約80cm程度）

出店エリア ①



出店エリア ②



【共同シンク利用上の注意】

- ・ 共通設備ですので清潔に使用してください。
- ・ 洗剤等は各自で持ち込み、使用してください。
- ・ 排水管が詰まる原因となる「固形物・大量の油」等は流さないでください。

【B-1】飲食販売を伴わない出店 ①

販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）

■販売可能品目

農林水産物、加工食品、工芸品、その他の特産品。ただし、次に該当するものは販売不可。

- ・法令により販売を禁止されているもの。
- ・法令に抵触するもの、あるいは、その恐れがあるもの。
- ・食品表示法に基づく表示がされていないもの。
- ・消費者の安全を損なう恐れがあるものや、主催者が好ましくないと判断したもの。

■食料品の販売

適切な営業許可のある施設で作られた包装済み食品で表示シールが貼られているものを販売してください。（保管温度や消費・賞味期限、アレルギー等を記載）

表示シール例

品質事項	名 称 焼菓子
	原材料名 小麦粉（国内製造）、砂糖、ショートニング、加糖練乳、卵、食塩/膨張剤、乳化剤（大豆由来）、香料
	内 容 量 100g
衛生事項	賞味期限 2020年1月30日
	保存方法 要冷蔵（10℃以下）
	製 造 者 ○○株式会社
	兵 庫 県 神 戸 市 ○○
	製 造 所 有 限 公 司 △△△
	兵 庫 県 神 戸 市 ○○

■酒類販売

酒類の販売は可能。 ※一部、酒類の販売・提供ができない日程があります。
会場内での酒類の販売を行う場合は、事業者から所轄税務署への届出を行っていただく。

※酒類をコップ等に注ぐなど、その場での飲用のために提供する場合は不要です
※期間中に合計10日以上販売を行う場合は手続きが異なりますのでお早めに税務署へご相談ください。

【所轄税務署：尼崎税務署】（販売開始の3週間前までに届出し、写しを提出）

届出書類の提出①（窓口）：尼崎税務署

（〒660-0893 兵庫県尼崎市西難波町1-8-1）

届出書類の提出②（郵送）：大阪国税局業務センター 阪神分室

（〒661-8790 兵庫県尼崎市若王寺3-11-46）

届出内容に関する相談：窓口や電話でのご相談 西宮税務署 酒類指導官部門
（0798-34-3930／平日 8:30～17:00）【要事前予約】

※提出書類様式（<https://lit.link/hrrgyoumu>）

上記リンクに「ひょうご楽市楽座での期限付き酒類販売小売業申請」に関する欄から様式をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ上記「届出書類の提出①もしくは②」の方法に従って提出してください。

届出後、提出様式の写しを運営事業者へ提出してください。

なお、飲酒運転の防止や20歳未満の方への飲酒防止のため、販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底してください。

■工芸品や雑貨の販売について

輸出入・販売禁止品、引火性・爆発性または放射性危険物、工業所有権その他無体財産権を侵害するか、その恐れのある物は出店物として認められません。

また、特定の人のみを対象にしたり、事前に販売対象者を限定したものの販売、著しく高額なものの販売、主として商品の受け渡しを行わない売買契約等はできません。

【B-1】飲食販売を伴わない出店 ②

販売あり（特産品・工芸品の販売、ワークショップ等の体験プログラムの実施）

■体験ワークショップについて

・プログラム内容

兵庫五国の魅力を感じられる体験プログラムなど実施してください。
 科学・工作・音楽・伝統工芸等、ジャンルは問いません。
 必ずしも成果品のあるワークショップ（ものづくり体験）である必要はありません。

・体験時間

特に制限はございません。

万博来場者についてはシャトルバスの乗車時間等の時間制限がある可能性があるため、体験にかかる所用時間や、作業途中で終了しなければならなくなった場合の、フォロー（持ち帰り）等についても可能な限りご検討ください。

・ブース運営

参加整理券等を配布して運営する場合、券の配布や呼び出し等は出店者にて実施してください。

・参加料金

指定なし

【B-2】飲食販売を伴わない出店

販売なし（パンフレット配布・パネル展示・映像放映 等）

■販売を行わない地域PRブース

- ・観光パンフレットやポスター、パネル展示などをブース内で実施いただけます。
- ・販売を伴わない特産品の試食やサンプリング等を実施する場合は、商品の取り扱いに注意して行ってください。
- ・モニター等を持ち込んでの映像放映は、近隣ブースに影響が出ないよう音量に注意してください。

【D】その他の出店について**■その他の出店**

【A】 【B】 【C】 のいずれにも該当しない出店形態の場合は、【D】 その他の出店としてお申し込みください。

出店希望内容に応じて、主催者（県）が出店可否を判断いたします。

※木枠ブースを使用しての出店となる場合は、前述の「出店概要①～⑥」の内容や出店全般に係る注意事項等が適用されますので事前にご確認ください。

【A・B・D 共通】出店全般の注意事項

■ゴミ対応

- ・ゴミ処理について
ブース内で生じたゴミは、出店者で持ち帰り、廃棄してください（廃油は回収想定）
ダンボール・発泡スチロールなども必ずお持ち帰りください。会場内の来場者用ゴミ
集積スポットに廃棄することはできません。

※会場に設置しているゴミ箱は来場者専用です。ブースで生じたゴミを絶対に捨てない
てください。ゴミ袋は透明・半透明を使用ください。

缶	ビン	ペットボトル	可燃ごみ	
缶のみ	ビンのみ	ペットボトルのみ	プラ、発泡スチロール 容器等	生ゴミ、箸、紙など

■火気の使用

- ・テーブルの上で火気を使用する場合は、必ず耐火ボードを敷いてください。
→テーブルが焼けたり焦げたりした場合は弁償となります。
- ・カセットコンロのボンベが加熱により、爆発するのを防ぐために以下の点に十分気を
つけてください。
→カセットボンベ容器カバーを覆うような大きな調理器具を使用しないでください。
→2台以上並べての使用はしないでください。
- ・炭を使用する場合は、絶対に使用後の炭は会場に廃棄しないでください。
- ・火気を利用する場合には所轄消防署への届出を行う必要がありますので、提出方法・書類
作成など必要に応じて運営事業者の指示に従ってください。

■LPガスの使用について

- ・ガスボンベは20kg以内とし、安全が確認された物を使用してください。
- ・ボンベの転倒を防ぐために、チェーンや紐などで固定してください。
- ・テント横幕付近での火気の使用は十分注意してください。
- ・開始時、終了時は、必ず火元の確認をしてください。
- ・火気機器は必ず固定してください。
- ・ガスボンベの運搬・設置及び撤去に際し、一般高圧ガス保安規則第50条を遵守し
てください。

■電源供給について

【A-1】・【B】・【D】

- ・常設ブースにはブース背面に仮設コンセント（1.4kw × 2口）を用意しています。
貸し出す電源コード2本を差し込んで使用ください。

【A-2】

- ・キッチンカー出店の場合は電源の用意がないため、発電機を持ち込んで使用ください。

※上記に記載した容量で電力が不足する場合は次ページに記載する内容に沿って発電機を
持ち込んで使用ください

【A・B・D 共通】出店全般の注意事項

■発電機の持ち込みについて

- ・ブースへ供給する電源（2.8kw／コンセント2口）で足りない場合は、発電機を持ち込んで使用いただけます。
 - 持ち込まれる場合は出店申込書に必要事項を記入してください
 - 燃料等の取り扱いに関しては十分にご注意ください
- ・持ち込み発電機は、搬入開始から搬出終了までの間で使用ください。
夜間を通じて稼働させることはできません。
- ・持ち込む発電機1台につき、必要な規格の消火器を1台持参ください。

■夜間保管

- ・夜間警備
会場の夜間警備は行いません。
 - 会場エリアはフェンスと施錠可能なゲートで締め切りとなります。
- ・夜間通電
ブース通電時間 13:00～21:30

ブースへの夜間通電はありません。
冷蔵庫や保冷庫などの電気機器については夜間は使用できません。
 - 仮設コンセントに接続されている発電機は夜間運転いたしません。
- ・冷蔵・冷凍商品の保管
HACCPの管理基準に沿って、出店事業者で管理をお願いします。
- ・その他の持ち込み物品
 - ・ブース内にて保管いただいても構いませんが、万一、紛失・盗難等の事故が発生した場合でも、主催者は一切責任を負いません。
 - ※会場の夜間警備は行いません
 - ・土曜日から日曜日の間にかけて、強風等によりブーステントの撤去が必要と判断した場合、テントブース内に備品等が保管してある状態であってもブーステントの撤去作業を行います。
ブース内に備品を保管される場合は、ブーステントがなくても中身が飛散しないよう、ブルーシート等で厳重に梱包してください。

■トイレ

会場内に設置しております仮設トイレを利用ください。

【A・B・D 共通】出店全般の注意事項

■その他注意事項

- ・ 飲酒をしながらの販売は厳禁です。
- ・ 隣接ブースの営業に影響を及ぼすような、大量の煙や、強い臭いが発生する行為はお控えください。
- ・ 全ての出店事業者が露店営業許可を取得する必要が無くなるよう、運営事業者から一括申請する形で許可申請を行います。万が一食中毒等が発生した場合、原因となった出店事業者だけでなく、同区画内の全ての出店事業者の営業が一次中断されることになりますので、衛生管理には十分ご注意ください。
- ・ 中止となった場合、主催者による出店保証（営業補償）は行いません。
- ・ 本イベントの広報を目的として公式ホームページ、公式SNS等に団体名(店名) SNSアカウント／紹介文等を掲載させていただく場合がございます。
※掲載先は予定
- ・ 開催時間を告知していますので、商品が完売した場合でも、終了時間前に退店はしないで下さい。
- ・ 出店当日、広報を目的とした写真撮影を行い使用させていただく場合がございますのでご了承ください。
- ・ 迷惑行為やイベント趣旨に反した場合には、出店を即時お断りすることがありますので、主催者および運営者の指示には従ってください。
- ・ 過度の音量によるパフォーマンスや音響使用はご遠慮ください。
- ・ コピー商品（模造品）、薬物（麻薬類・違法商品）、医薬品、医薬部外品、ポルノ商品、契約商品（不動産・金融関連など）、無形財産などの物品販売はできません。
- ・ 政治・宗教の勧誘活動、募金、寄付活動はできません。
- ・ 騒音、悪臭、通行の妨げになるような行為はお控えください。
- ・ 本イベントの正常な運営に支障を生じる恐れがあると認められたものについては、主催者および運営者の判断にて販売制限または禁止とする場合があります。
- ・ 出店備品を含む貴重品は、各出店事業者にて管理ください。
お預かり等はいたしません。

【A・B・D 共通】出店全般の注意事項

■酒類提供・販売時の注意事項

酒類の提供・販売を行う際は、下記の対策を行ってください。

①出店事業者による自主的な飲酒運転防止の啓発

酒類提供・販売時に「お車を運転される予定はありませんか？」といった確認や「お車を運転される方へはアルコールのご提供はしておりません」「20歳未満への酒類提供はしておりません」といった事前周知を行ってください。

②出店ブース内に注意喚起サイン等を設置（自作もしくは運営事業者から貸出）

酒類提供・販売を行う場合は、ブース内に注意喚起サインを掲出してください。

- ・普段から使用されているものがあればそちらを掲出
- ・お持ちでない場合は運営事業者から貸出を行います
→電源コード等の貸出時に合わせてお渡しいたします（要返却）

ブース貸出＋場内掲出ポップ（案）

**飲酒運転
ゼロ!!**

飲んだら乗らない!

ひょうご楽市楽座ではお車を運転される方への酒類提供はしていません!

こんな理由が大きな事故に繋がります。

- ① 飲んでから時間が経っている
- ② 家まで近いから
- ③ いつもと同じ道だから
- ④ 少ししか飲んでないから

飲酒運転は、しない、させない、許さない!

ひょうご楽市楽座

**ハンドル
キーパー運動に
ご協力ください!**

飲酒運転防止のため、お客様の
ご協力をお願いしております!

ひょうご楽市楽座ではお車を運転される方への酒類提供はしていません!

こんな理由が大きな事故に繋がります。

- ① 飲んでから時間が経っている
- ② 家まで近いから
- ③ いつもと同じ道だから
- ④ 少ししか飲んでないから

飲酒運転は、しない、させない、許さない!

ひょうご楽市楽座

**年齢確認に
ご協力ください!**

**20 歳未満には
酒類を提供しません。**

ひょうご楽市楽座では 20 歳未満の方への酒類提供はしていません!

**20 歳未満の方がお酒を飲んではいけない
5つの理由**

- ① 20 歳未満のものを守るために飲酒を禁ずる法律があります。
- ② 肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなります。
- ③ 性ホルモン分泌に異常が起きるおそれがあります。
- ④ アルコール依存症になりやすくなります。
- ⑤ 脳の機能を低下させます。

自分のからだは自分で守る

ひょうご楽市楽座

■運転代行業者の紹介・連絡先の提示

会場駐車場（楽楽駐車場）は夜間の車両留め置きができませんので、タクシーではなく運転代行業者をご紹介します。

・ はなまる運転代行 伊丹店	年中無休 19:00～27:00	070-5236-8700
・ くつろぎ運転代行	金土日祝 20:00～27:00	090-9982-5489
・ 阪神運転代行	年中無休 20:00～26:00	080-3842-8484
・ デジタル運転代行	金土日祝 19:00～27:00	090-7491-5294
	※時間外も対応可能な場合あり	
・ 代行ファクトリー	土日祝 20:00～27:00	090-5208-1919

出店予定スケジュール（エリア別）

	尼崎	阪神南	阪神北	東播磨	淡路	北播磨	但馬	中播磨	西播磨	神戸	丹波
4月13日	●	●									
4月19日	●	●									
4月20日	●	●									
4月26日	●	●									
4月27日	●	●									
5月3日	●	●									
5月4日	●	●									
5月10日	●	●									
5月11日	●	●									
5月17日	●	●									
5月18日	●	●									
出店エリア変更											
5月24日	●		●								
5月25日	●		●								
5月31日	●		●								
6月1日	●		●								
6月7日	●		●								
6月8日	●		●								
出店エリア変更											
6月14日	●			●							
6月15日	●			●							
6月21日	●			●							
6月22日	●			●							
出店エリア変更											
6月28日	●				●						
6月29日	●				●						
出店エリア変更											
7月5日	●					●					
7月6日	●					●					
7月12日	●					●					
7月13日	●					●					
出店エリア変更											
7月19日	●						●				
7月20日	●						●				
7月26日	●						●				
7月27日	●						●				
出店エリア変更											
8月2日	●							●			
8月3日	●							●			
8月9日	●							●			
8月10日	●							●			
出店エリア変更											
8月16日	●								●		
8月17日	●								●		
8月23日	●								●		
8月24日	●								●		
出店エリア変更											
8月30日	●									●	
8月31日	●									●	
9月6日	●									●	
9月7日	●									●	
出店エリア変更											
9月13日	●										●
9月14日	●										●
9月20日	●										●
9月21日	●										●
9月27日	●										●
9月28日	●										●
出店エリア変更											
10月4日	●									●	
10月5日	●									●	
出店エリア変更											
10月11日	●				●						
10月12日	●				●						